

令和 8 年度 長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務 仕様書

1. 業務の名称

令和 8 年度長崎県滞在・周遊コンテンツ開発・実証モデル業務

2. 業務の期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 12 日(金)まで

3. 実施場所

長崎県内及び業務上必要な場所

4. 業務の目的

本業務は、長崎県を訪れる観光客に県内各地への周遊を促し、滞在時間の延長及び1人当たり観光消費額の増加を図るため、地域の魅力をテーマでつなぎ、回遊性と販売継続性を備えた県内周遊モデルを創出することを目的とする。

5. 委託料上限(1件あたり)

3,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とし、採択は3件以内とする。

6. 対象経費等

対象経費は、本業務の実施に必要な直接経費(コンテンツ開発費、販売体制構築費、実証販売・運営費、プロモーション費、効果検証・自走化推進費など)及び諸経費とし、業務期間外の経費、他の補助金等と重複する経費、その他本業務の趣旨に照らして適当でない経費は対象外とする。

対象経費に該当するか疑義がある場合は、一般社団法人長崎県観光連盟(以下「県観光連盟」という。)と協議のうえ決定する。

7. 業務の内容

受託者は、次の業務を実施すること。なお、実施にあたっては、必要に応じて、県観光連盟が別途実施する「長崎県観光まちづくり『つなぐ・つながる』セミナー・ワークショップ企画運営業務(専門家助言等を含む)」と連携すること。

(1)ストーリー性のある滞在・周遊コンテンツの企画開発

- ・「食」「歴史」「自然」といった共通のテーマや地域資源を活用し、単なる観光施設の羅列にとどまらず、ストーリー性を有し、かつ複数市町をつなぐ滞在・周遊型の旅行商品、二次交通商品、周遊パスなどの観光コンテンツ(以下「コンテンツ」という。)を企画開発すること。
- ・想定する顧客層、旅行目的、価格帯、販売時期、利用交通手段等を整理し、コンテンツの前提となる市場ニーズやターゲットを明確にすること。
- ・観光客がストレスなく周遊できるよう、鉄道、バス、船舶、タクシー、レンタカー等の二次交通との接続や、地域側における受入体制との調整に努めること。また、地域の観光関連事業者等が主体的に参画し、地域一体となって継続的に取り組む体制を確保すること。

(2)販売体制の構築

- ・ 旅行会社、OTA、WEB、地域事業者の直販チャンネル等を活用し、販売導線、価格設定、予約受付、決済、問い合わせ対応等の体制を構築すること。
- ・ 開発したコンテンツの実用性、集客力、収益性、地域受入体制を検証するため、一般の観光客を対象とした実証販売を業務の期間内に行うこと。また、本業務による実証販売利用者目標数を示すこと。

(3)効果検証及び自走化の整理

- ・ 実証販売の利用者数、売上、顧客満足度、課題、改善点等を定量・定性的に検証し、委託終了後の販売・運営体制、収益モデル、改善方針を整理すること。

8. 業務の実施体制

本業務の実施にあたっては、次の実施体制のもと業務を運営することとし、提案書において業務実施体制を明確に示すこと。

- (1)受託者は、本業務を円滑に遂行するため、県観光連盟の担当者と一元的に連絡調整を行うこと。また、全体の責任を負う全体業務統括責任者を置き、業務全体の進行管理や調整機能を担うこと。
- (2)県観光連盟は、全体統括責任者に対して、適宜業務進捗等の確認を行うものとし、全体統括責任者は、その確認に対して誠実に対応するものとする。
- (3)受託者は、県観光連盟と適宜ミーティング(オンライン含む)を行い、業務の進捗状況の報告等を行うこと。

9. 報告書及び成果物の提出

(1)提出書類及び成果品

- ① 業務完了報告書(県観光連盟が指定する様式) 紙媒体 1 部
- ② 業務の実施状況がわかる報告書(任意様式) 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部

(2)提出期限 令和 9 年 3 月 12 日(金)

(3)提出場所 一般社団法人長崎県観光連盟

10. 委託料の支払等

- ・ 本業務の実施に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。なお、県観光連盟が別途負担する経費がある場合は、協議のうえ決定する。
- ・ 本業務に係る委託料は、業務完了後に支払うものとする。

11. その他

- (1)受託者は、県観光連盟の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2)受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県観光連盟の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3)受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては協力すること。
- (4)本業務の実施にあたっては、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県観光連盟と協議のうえ決定する。

- (5)本業務により生じた著作権等の知的財産(著作権法第 27 条及び 28 条を含む)については、すべて県観光連盟に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。
- (6)本業務の実施にあたっては、必要に応じ関係者との連絡・調整を行うこと。なお、連絡・調整にあたっては、電子媒体等を最大限に活用することにより、経費削減に努めるものとする。
- (7)業務内容の詳細については、受託者の決定後、双方の協議により変更することがある。
- (8)本業務を進めるにあたっては、発注者が提供する資料を十分に念頭におきながら検討すること。
- (9)受託者は本業務により知り得た一切の情報について、契約期間中のほか、契約期間終了後又は契約解除後においても業務以外の目的に使用し、または県観光連盟の事前の承認なく第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
- ア)業務の遂行に必要な範囲で、受託者の再委託先に対して開示が必要な場合。
- ただし、再委託先に対しては受託者と同等の守秘義務を課すものとする。
- イ)裁判所又は行政官庁から法令に基づき開示を求められた場合。